

## 承諾書及び誓約書

1. 申請書類で内容が事実と異なる場合は、学童保育所の入所を取り消されても異議を申し立てません。
2. 学童保育料を遅滞なく納付し、滞納しないことを誓います。滞納した場合は、いかなる措置を講じられても異議を申し立てません。
3. 必要な場合は小学校等から学童保育所へ児童についての情報が提供されること、また学童保育所から小学校等へ情報を提供することに同意します。
4. 就労証明書の記載内容については、適正であるか確認する必要性が生じた場合、調査をされることに異議を申し立てません。
5. 学童保育所の保育時間を過ぎても保護者が児童を迎えにくることが出来ない場合、児童個人で帰宅させることを承諾します。その場合、帰宅途中での事故等一切の事態については、当方で責任をもって対応致します。また、学校休業中に児童個人で登所させた場合も同様に当方で責任をもって対応致します。
6. 集団生活が困難、他児童や指導員に危害を加えた場合等、運営に支障をきたす場合は退所となっても異議を申し立てません。

令和      年      月      日

(宛先) 御所市長 山田 秀士

住 所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

児 童 名 \_\_\_\_\_

児 童 名 \_\_\_\_\_

児 童 名 \_\_\_\_\_